千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、保育士等の宿舎の借り上げを行う保育施設等の運営事業者に対し、借り上げに係る費用の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

２　千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の交付については、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

（１）保育施設等

国及び地方公共団体以外の者が運営する次の各項に掲げる施設、学校及び事業所をいう。

ア　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園

ウ　法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業を行う事業所

エ　法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う事業所

オ　法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

カ　国が定める待機児童解消加速化プランによる認可外保育施設

キ　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、こども家庭庁の定める企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき企業主導型保育事業を行う施設

（２）保育士等　保育士、保健師、看護師及び准看護師をいう。

（補助金交付対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、本市内で保育施設等を運営し、次条に規定する補助対象保育士等を雇用するとともに、第５条に規定する補助対象施設を借り上げ、これに当該保育士等を居住させている事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象保育士等の要件）

第４条　補助対象保育士等は、補助事業者の運営する保育施設等に勤務する保育士等であって、原則として本市内に所在する宿舎に入居している者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）常勤保育士等（１日６時間以上かつ月２０日以上常態的に勤務する者をいう。）であること。

（２）保育士等として雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、５年目の会計年度末までの者であること。

なお、令和８年度に限り、本事業の対象者に、次の者を加える。

ア　雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、６年目の会計年度末までの者であって、令和８年３月３１日時点において本事業の対象であった者。

イ　雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、７年目の会計年度末までの者であって、令和６年３月３１日時点から継続して、令和８年３月３１日時点において本事業の対象であった者。

ウ　雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、８年目の会計年度末までの者であって、令和５年３月３１日時点から継続して、令和８年３月３１日時点において本事業の対象であった者。

エ　雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、９年目の会計年度末までの者であって、令和４年３月３１日時点から継続して、令和８年３月３１日時点において本事業の対象であった者。

オ　雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、１０年目の会計年度末までの者であって、令和３年３月３１日時点から継続して、令和８年３月３１日時点において本事業の対象であった者。

（３）本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。

（４）平成２４年度以前に補助事業者が借り上げる宿舎に入居していないこと。

（５）雇用主の宿舎を正当な理由なく転居したことがないこと。

（６）本事業又は他の市町村（特別区を含む。）が実施する保育士宿舎借り上げ支援事業等（国の人材確保事業の実施に関する通知に基づくものをいう。）の補助対象保育士等であった法人等を令和７年４月１日以降に退職したことがないこと。

なお、やむを得ない事情による退職と認められる場合は、再度対象者とすることができる。

（補助対象施設の要件）

第５条　補助対象施設は、補助事業者が補助対象保育士等の宿舎として借り上げ、補助対象保育士等が現に居住している施設とする。ただし、補助事業者又は補助事業者の利害関係者が所有する施設を除く。

（補助対象経費）

第６条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

（１）補助対象施設に係る当該年度における費用で、賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料（以下「賃借料等」という。）

（２）その他市長が補助対象施設の借り上げのために必要と認める経費

２　月額基準額は、補助対象経費の月額と補助基準額を比較して少ない額をいう。（以下「月額基準額」という。）

（補助金の交付額）

第７条　補助金の交付額は、補助対象経費に４分の３を乗じた額（１００円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、１戸当たり月額４８，７５０円（補助対象保育士のうち令和元年度から引き続き令和７年度において本事業の対象者であって、令和８年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居し、かつ、同じ補助事業者に雇用されている場合においては、

６１，５００円）を限度とする。
２　補助事業者が補助対象保育士等から賃借料等の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除するものとする。
３　補助対象経費のうち補助対象保育士等を居住させている日数が１か月に満たない場合は日割り計算するものとし、日割り計算した額（小数点以下を切り捨てるものとする。）と補助事業者が支払った賃借料等の額のうち低い額を補助対象経費とする。
４　賃貸借契約時に支払った礼金及び更新料については、契約期間の月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。
５　補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度額とする。

（交付申請）
第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を提出すること。なお、やむを得ない事情がある場合はその限りではない。
（１）千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（様式第１号）
（２）千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業計画書（様式第２号）
（３）千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業収支予算書（様式第３号）
（４）不動産賃貸借契約書の写し
（５）補助対象保育士等に係る雇用証明書（雇用開始日及び就業場所が記載されているものに限る。）
（６）補助対象保育士等の保育士証等の写し
（７）誓約書（様式第４号）
（８）入居保育士等の住民票の写し（ただし、千葉市内に住民登録を有する場合は添付を省略することができる。）
（９）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）
第９条　市長は前条に掲げる書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により、申請者へ通知するものとする。
２　市長は前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第６号）により、申請者へ通知するものとする。

（変更申請）
第１０条　前条第１項の規定により、補助金の交付決定を受けた後に、申請内容に変更が生じた場合（市長が認める軽微な変更を除く。）には、市長が定める期日までに、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更交付申請書（様式第７号）に必要な書類を添えて変更申請を行わなければならない。
２　前項に規定する軽微な変更とは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業計画書（様式第２号）における月額基準額に変更がない範囲での変更をいう。

（変更決定）

第１１条　市長は、前条の規定による変更申請を受けた場合は、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更承認通知書（様式第８号）により、申請者へ通知する。

２　市長は前条の規定による変更申請が不適当と認めたときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更不承認通知書（様式第９号）により、申請者へ通知する。

（事業の廃止又は中止）

第１２条　事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

２　前項の規定による協議が整ったときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止（中止）承認申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項による申請があったときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止（中止）承認通知書（様式第１１号）により、通知することとする。

（事故報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。

２　市長は前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して書面により、適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第１４条　補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第１５条　補助事業者は、市長が定める期日までに、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書（様式第１２号）に必要な書類を添えて報告しなければならない。

（交付確定）

第１６条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者に対し、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金確定通知書（様式第１３号）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第１７条　前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付請求書（様式第１４号）を市長に提出するものとする。

（分割払）

第１８条　市長は、補助事業の完了前に、交付決定額の範囲内において、その全部または一部を交付することができる。

２　前項の規定により補助金の交付の請求をしようとする補助事業者は、市長が定める期日までに、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金分割払い請求書（様式第１５号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第１９条　前条の規定により補助金の分割払を受けた補助事業者は、第１６条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金精算書（様式第１６号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第２０条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（２）補助金を当補助事業以外の用途に使用したとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令に違反したとき。

２　市長は前項の規定により交付決定を取り消したときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第１７号）により、通知することとする。

（補助金の返還）

第２１条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金返還命令書（様式第１８号）による。

（関係書類の保存）

第２２条　補助事業者は補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、５年間保管しておかなければならない。

（予算措置）

第２３条　本事業は国の補助事業を利用し実施するため、国の補助事業が縮小、中止、又は廃止になった場合は、本事業も縮小、中止又は廃止となる場合がある。

（補則）

第２４条　この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年７月４日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年９月１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、令和３年１月２２日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

２　改正前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年２月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年８月８日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、令和７年８月２１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

２　改正前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。

附　則

１　この要綱は、令和８年５月２９日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

２　改正前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。